

栃木県スキー技術員選出要領

(目的)

- 1 本連盟に加盟する所属団体の指導員からスキー技術員（以下「技術員」という。）を選出し、指導者としての技術と視野を広め、よって資質の向上に寄与することを目的とする。

(任務)

- 2 技術員は、本連盟教育本部に属しスノースポーツ技術の研究と普及に携わり、教育本部の各事業に必要なに応じて進んで協力しなければならない。

(選出基準)

- 3 技術員は本連盟に加盟する所属団体において全日本スキー連盟に会員登録手続きの完了した指導員とし、A級又はB級公認検定員の資格を有する者とする。

(選出委員)

- 4 技術員の選出委員は、本連盟会長が委嘱する。

(認定)

- 5 選出された技術員は、次年度の本連盟スキー技術員として本連盟会長が認定する。

(任期)

- 6 技術員の任期は2年とする。

(要領の改廃)

- 7 この要領の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要領は、平成18年10月28日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正